

新制度未移行の私立幼稚園等に通園している幼児の保護者様

**令和4年度  
私立幼稚園等入園金補助金・私立幼稚園等園児保護者補助金のお知らせ**

**1 対象となる保護者**

補助金の対象となる保護者は、以下の全てを満たす方になります。

- (1) 幼児と同居し、日野市に住民登録があるもの、またはあったもの。
- (2) 満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児の幼児を私立幼稚園等に通園させ、かつ入園料又は保育料等を納入しているもの。(私立幼稚園等＝私立幼稚園、東京都が認定する幼稚園類似の幼児施設)
- (3) 通園先が私立幼稚園の場合は、施設等利用給付認定を受けているもの。

※プレ保育は補助金対象外

**2 補助額**

**(1) 入園金補助金**

私立幼稚園等に入園料を納入した新規入園児の保護者に対して、幼児1人につき1回に限り10,000円(上限)を補助します。他区市町村から同種の補助金を受給していない方に限りです。

**(2) 保護者補助金**

今年度に保護者が納入した保育料等を上限に、幼児の在住・在園期間や世帯の市民税額に応じた金額を補助します。月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します。ただし、保育料のうち、別に施設等利用費として支給される金額は除きます。

補助対象経費は保育料とその他の納付金(東京都分の補助金は階層区分等により対象外となる場合があります。表1の備考を参照。)です。「その他の納付金」とは、園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限りです。在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は補助対象外です。PTA会費・同窓会費、実費徴収経費(例えば、制服代、給食代、園バス代など)や、一部の幼児を対象とする経費等も含みません。なお、預かり保育利用料は、本補助金の対象ではありません。

また、次のいずれかに該当する場合は、兄・姉を第1子とし、幼稚園に在園している幼児を第2子以降とする多子軽減措置があります。

- ①同時期に幼稚園に幼児を2人以上通園させた場合
- ②幼児の兄姉が認可保育所、東京都認証保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用する場合
- ③世帯内に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合(④を除く)  
例) 市民税所得割額: 100,000円、世帯構成: 父母 小学校4年生 小学校2年生 在園児  
この場合は、第2子の補助金額で決定します(小学校4年生以上は多子減免の対象外)
- ④市民税所得割額が77,100円以下の世帯で兄・姉がいる場合  
例) 市民税所得割額: 50,000円、世帯構成: 父母 小学校4年生 小学校2年生 在園児  
この場合は、第3子以降の補助金額で決定します(小学校4年生以上でも多子減免の対象)

(表1) 保護者補助金 (東京都分)

(月額・上限額)

階層区分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2	市民税が非課税の世帯 市民税所得割額が0円の世帯 区分3のうちひとり親世帯等	3,200円	6,200円	6,200円
3	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	1,800円	1,800円	6,200円
4	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,600円
5	市民税所得割額が256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

(備考)・ひとり親世帯等の定義は表2の備考を参照。

- ・東京都の保護者補助金については、階層区分1・2の世帯、階層区分3～5の第3子以降に該当する幼児を有する世帯は、保育料とその他納付金が補助対象となり、それ以外は保育料のみが補助の対象。

(表2) 保護者補助金 (日野市上乘せ分)

(月額・上限額)

階層区分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 区分2のうちひとり親世帯等	4,800円	4,800円	4,800円
2	市民税が非課税の世帯 市民税所得割額が0円の世帯 区分3のうちひとり親世帯等	4,800円	4,800円	4,800円
3	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	4,800円	4,800円	4,800円
4	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	4,800円	4,800円	4,800円
5	市民税所得割額が256,300円以下の世帯	4,800円	4,800円	4,800円
6	上記区分以外の世帯	3,000円	3,000円	3,000円

(備考)・ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)がいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、障害基礎年金を受けている世帯)をいいます。

- ・日野市上乘せ分の補助金よりも東京都分の補助金が優先となります。

## \*\*\*保護者補助金の補助額計算例\*\*\*

第1子、階層区分4、納入した保育料月30,000円、その他の納付金(補助対象分のみ)月1,000円の場合

補助金の対象となる額 : (保育料) 保育料30,000円－施設等利用費25,700円＝4,300円 …①  
 (その他納付金) 1,000円 …②

※第1子・階層区分4なのでその他納付金は東京都分の補助金の対象外

東京都分の補助額 : 補助上限額1,800円&lt;①4,300円 →東京都分は1,800円 …③

日野市上乘せ分の補助額 : 補助上限額4,800円>3,500円 (①4,300円－③1,800円＋②1,000円)  
 →日野市上乘せ分は3,500円 …④

よって、補助額は、③1,800円＋④3,500円＝5,300円となります。

## 〈注意〉

- 表1及び表2の階層区分は、幼児の父と母それぞれの、各種税額控除（市民税所得割額から控除される住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）を控除する前の市民税所得割額を合算した額に基づき決定します。ただし、次の方がいる場合は、その方の市民税所得割額を父母の市民税所得割額に合算します。（家計の主宰者である場合に限る。）
  - 幼児と同一世帯に属して、生計を一にしている父母以外の扶養義務者
  - 税法上幼児を扶養している父母以外の方
  - 入園料及び保育料を納入している父母以外の方
- 令和4年4月分から令和4年8月分までの補助額は令和3年度の市民税所得割額を、令和4年9月分から令和5年3月分までの補助額は令和4年度の市民税所得割額を基に算定します。
- 下記により、補助金を算定する際の目安となる市民税所得割額が確認できます。
  - 給与所得者：勤務先より配布される「市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の「税額控除前所得割額④」と「均等割額⑦」を確認してください。
  - 事業所得者：日野市市民税課より送付される「市民税・都民税税額決定・納税通知書」の「税額控除」において、「市民税」の「税額控除前所得割A」と「均等割額K」を確認してください。
- 補助額は保護者が私立幼稚園等に納入した保育料等の額を超えないものとし、補助額は月ごとに算定します。この額に100円未満の端数がある時はこれを切捨てとします。

## 3 提出書類 及び 提出先等

### (1) 提出書類

- 令和4年度日野市保護者補助金・入園金補助金申請書
- （日野市に令和3年度及び令和4年度の住民税情報がない場合のみ）  
令和3年度及び令和4年度の市民税・都民税課税（非課税）証明書  
※課税証明書は、「市民税・都民税 税額決定通知書」の写しでも構いません。  
※令和3年1月1日現在又は令和4年1月1日現在日野市に住民登録がなく、日野市に税情報がない方、日本国外に居住されていた方または市民税未申告者は、次頁の『4 市民税・都民税課税（非課税）証明書について』を参照してください。
- 生活保護世帯又はひとり親世帯等に該当する場合は、下記の資料
  - 生活保護世帯 生活保護受給証明書
  - 配偶者がいない方（次のいずれかひとつの写し）
    - ひとり親家庭等医療証 ・ 児童扶養手当受給者証 ・ 児童育成手当受給証明
    - 戸籍謄本 ・ 離婚届受理証明書
  - 在宅障害児（者）がいる場合（内容に応じていずれかひとつの写し）
    - 身体障害者手帳 ・ 療育手帳（愛の手帳） ・ 精神障害者保健福祉手帳
    - 特別児童扶養手当受給者証・障害基礎年金の年金証書
- （幼児の兄・姉が、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合）  
各都道府県、市町村、児童相談所から交付される受給者証の表紙、施設名及び園児名の記載がある頁の写し

### (2) 提出先・提出期限

幼稚園名	提出先	提出期限
日野市内私立幼稚園 おさひめ幼稚園(八王子市) 長沼幼稚園(八王子市) 武蔵野幼稚園(八王子市) 緑ヶ丘幼稚園(多摩市)	在籍幼稚園	在籍幼稚園による
上記以外の私立幼稚園 私立幼稚園類似施設	日野市役所 保育課（郵送可）	7月8日(金)まで

※日野市役所保育課窓口へ直接書類を提出する場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間で提出してください。

## 4 市民税・都民税 課税(非課税)証明書について

- (1) 他の区市町村に税情報がある場合でも、日野市に税情報がない場合は市民税額の調査ができないため、「市民税・都民税課税(非課税)証明書」を提出してください。なお、令和3年1月1日現在又は令和4年1月1日現在日野市に住民登録のない方の課税(非課税)証明書は、お住まいになっていた区市町村で発行されます。取得方法や手数料については、当該区市町村にお問い合わせください。区市町村により証明書の名称が異なりますが、収入や所得だけの証明では市民税所得割額が確認できませんので、ご注意ください。
- (2) 課税(非課税)証明書を提出する場合は、幼児の父母それぞれの分を提出してください。なお、父母が非課税の場合で、同一世帯(二世帯・世帯分離含む)に属する父母以外の扶養義務者(例:祖父母等)がいる場合は、その方の課税(非課税)証明書も併せて提出してください。
- (3) 市民税を申告していない方は、早急に日野市市民税課にて申告のうえ、保育課に連絡してください。なお、令和3年1月1日現在又は令和4年1月1日現在日野市に住民登録のない方はお住まいになっていた区市町村で申告をしたうえで、課税(非課税)証明書を提出してください。
- (4) 国外に居住・就労していた方は、日本国外での収入証明書が必要となります。様式は市ホームページに掲載していますので、ダウンロードし印刷のうえ使用してください。ホームページでの確認が出来ない場合や印刷環境が無い場合は、保育課に連絡してください。
  - ・ 給与証明書  
国外で勤務されており、国内での課税(非課税)証明書が提出できない方は、勤務先において令和2年中及び令和3年中の「給与証明書」を発行していただき、提出してください。
  - ・ 所得申立書  
勤務先で給与証明書が発行できない場合や自営等の場合については、令和2年中及び令和3年中の「所得申立書」を提出してください。

## 5 交付時期

前期分(4月～9月分)の交付時期は令和4年10月末から11月上旬、後期分(10月分～3月分)の交付時期は令和5年4月末～5月中旬を予定しております。交付時期は予定ですので、事務の都合により前後する場合があります。

## 6 注意事項

- (1) 書類提出後に、幼稚園の退園及び休園、住所の変更、家族構成の変更等、申請内容に変更があるときは、申請内容変更届の提出が必要ですので、保育課に連絡してください。また、市民税額の税額更正があった場合は、補助金額が変更になる場合があります。交付済額が保護者負担額を超過した場合は返金していただきます。
- (2) 申請書は黒ペン、黒ボールペンを使用し、消せるペン等は使用しないでください。記入内容を訂正する場合は、二本線で抹消し必ず押印してください。修正液での訂正は不可です。押印は全カ所同一の印鑑を使用してください。
- (3) 振込口座の名義人は、申請者と同一にしてください。ただし、名義人を申請者と同一にできない場合は、申請書の委任欄に申請者の署名及び押印をしてください。  
支店名(コード)や口座番号の記載誤りがないか、また、金融機関の合併や店舗の統廃合による変更がないか、確認をしてください。
- (4) 補助金の申請は、年度末をもって締切りとなります。補助金申請書のみ提出があっても、市民税が未申告の場合や課税(非課税)証明書の提出が無い等により税情報の確認が出来ない場合は補助金の交付は出来ません。

## 7 問い合わせ先

〒191-8686 日野市神明1-12-1  
日野市子ども部保育課  
電話 042-514-8637(直通)